

企 画 競 争 説 明 書

平成30年度

研究職用パンフレット等の企画及び制作業務

原子力規制委員会原子力規制庁

平成 30 年度研究職用パンフレット等の企画及び制作業務に係る企画書募集要領

1 総則

平成 30 年度 研究職用パンフレット等の企画及び制作業務に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 業務概要

本業務の内容は、(別添 4)「平成 30 年度研究職用パンフレット等の企画及び制作業務の概要及び企画書作成要領」のとおりとする。

3 業務実施期間

契約締結日より平成 31 年 3 月 29 日

4 予算額

業務の予算額は、5, 0 0 0 千円 (消費税及び地方消費税額を含む) 以内とする。

5 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 平成 28・29・30 年度環境省競争参加資格 (全省庁統一資格) の「物品の製造」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (5) 企画競争説明会に参加した者であること。
- (6) 企画競争説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (7) 過去 5 年間に地方自治体、官公庁等、その他の公共機関におけるパンフレット等の企画及び作成した実績を有すること。なお、実績は企画書を提出する法人名で契約・実施した業務に限る。

6 企画競争に係る説明会の開催

(1) 日時

平成 31 年 1 月 7 日 (月) 11 時 00 分～12 時 00 分

(2) 場所

原子力規制委員会原子力規制庁入札会議室

東京都港区六本木1丁目9番9号（六本木ファーストビル13階）

7 企画書募集に関する質問の受付及び回答

(1) 受付先・受付方法

メールアドレス (michiko_sasamoto@nsr.go.jp)

上記メールアドレス宛に電子メールにより提出すること。

質問書【様式1】に所定事項を記載の上、電子メールにより提出することとし、質問及び回答は質問者自身の既得情報（特殊な技術、ノウハウ等）、個人情報、原子力規制庁の業務に支障をきたすものを除き公表する。

(2) 受付期間

平成31年1月11日（金）12時まで

(3) 回答

平成31年1月16日（水）17時までに、企画競争参加者に対して電子メールにより行う。

8 企画書等の提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

① 企画書

（別添4）「平成30年度研究職用パンフレット等の企画及び制作業務の概要及び企画書作成要領」に基づき作成すること。

② 経費内訳書

平成30年度研究職用パンフレット等の企画及び制作業務を実施するために必要な経費のすべての額（消費税及び地方消費税額を含む。）を記載した内訳書

③ 提出者の概要（会社概要）が分かる資料

④ 参加資格の実績一覧表及びパンフレット等

「5参加資格」（7）の実績を確認する資料としてパンフレット等及び実績案件について、以下の項目について一覧表にまとめること。

・公共機関等の団体名

- ・主な実施内容
- ・実施期間

なお、記載する実績は提案を行う者の名で契約実施した業務も限る。

⑤ 参加資格の実績を証明する資料

「5参加資格」(7)の実績を裏付ける資料として、契約書の写しを添付し、公共機関等の団体名、主な実施内容、実施期間を確認できるよう該当箇所をマーカー等で明示する。

⑥ 平成28・29・30年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)の写し

(2) 提出期限等

① 提出期限

平成31年1月22日(火)12時

② 提出先

東京都港区六本木1丁目9番9号六本木ファーストビル

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ技術基盤課 笹本道子

③ 提出部数

項番	項目	部数
(1) ①	企画書	6部
(1) ②	経費内訳書	6部
(1) ③	提出者の概要(会社概要等)	2部
(1) ④	参加資格の実績一覧表及びパンフレット	2部
(1) ⑤	参加資格の実績を証明する資料	2部
(1) ⑥	全省庁統一資格の写し	2部

④ 提出方法

持参又は郵送(提出期限必着)による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで(12時~13時は除く)とする。

イ 郵送する場合は、封書の表に「平成 30 年度研究職用パンフレット等の企画及び制作業務に係る企画書在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった企画書等は、無効とする。

ウ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 1 者あたり 1 件の企画を限度とし、1 件を超えて申し込みを行った場合はすべてを無効とする。

オ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。

カ 虚偽の記載をした企画書等は、無効にするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

キ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ク 提出された企画書は、原子力規制委員会原子力規制庁において、企画書等の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。企画競争の結果、契約相手になった者が提出した企画書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

ケ 企画書等において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書の提出を求めることがある。

9 暴力団排除に関する制約

当業務に係る（資格要件に係る提出書類及び）企画書等については、（別紙）において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上、提出すること。また提出書類（別添 1）の誓約事項に誓約する旨を明記すること。

10 審査の実施

(1) 審査は、「平成 30 年度研究職用パンフレット等の企画及び制作業務に係る企画書等審査の手順（別添 2）及び「平成 30 年度研究職用パンフレット等の企画及び制作業務に係る企画書等審査基準及び採点表」（別添 3）に基づき、提出された企画書等について行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画書等を提出した 1 者を選定し、契約候補者とする。ただし、優秀な企画書の提出がなかった場合には、この限りではない。

(2) 審査の結果は、企画書等の提出者に遅延なく通知する。

11 契約の締結

企画競争の結果、契約候補者として選定されたとしても、会計法令に基づく契約手続

きの完了までは、原子力規制委員会原子力規制庁との契約関係を生じるものではない。

支出負担行為担当官である原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官は、契約候補者から見積書を徴収し、予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結する。

◎添付資料

- (別紙) 暴力団排除に関する誓約事項
- (別添1) 企画書等の提出について
- (別添2) 企画書等審査の手順
- (別添3) 企画書等審査基準及び採点表
- (別添4) 業務の概要及び企画書作成要領
- 【様式1】 質問書

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。））を提出します。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(別添1)

平成 年 月 日

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

平成 30 年度研究職用パンフレット等の企画及び制作業務に関する
企画書等の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出にあたり、企画競争説明書「5 参加資格」(6)及び暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- (1) 企画書
- (2) 経費内訳書
- (3) 会社概要等

(担当者)

所属部署:

氏 名:

TEL:

FAX:

E-mail:

(別添2)

平成30年度研究職用パンフレット等の企画及び制作業務に係る企画書等審査の手順

1. 企画審査委員会による審査

原子力規制庁長官官房技術基盤グループ技術基盤課に設置する「平成30年度研究職用パンフレット等の企画及び制作業務に係る企画書審査委員会」(委員は下記のとおり。以下「企画書審査委員会」という。)において、提出された企画書等の内容について審査を行う。

表1 企画書審査委員会の構成

委員長	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ 技術基盤課 課長
委員	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ 技術基盤課 課長補佐
	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ 技術基盤課 企画調整官
	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ 技術基盤課 専門職
	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課 人事課 任用一係長

注 委員長又は委員が出席困難な場合は、同じ課(室)の者を代理として出席させることができる。

2. 企画書等の審査方法

- (1) 「平成30年度研究職用パンフレット等の企画及び制作業務に係る企画書等審査基準及び採点表」(別添3)に基づき、委員ごとに採点する。

【採点基準】

	10点満点	30点満点	50点満点
優	10点	30点	50点
良	6点	18点	30点
可	2点	6点	10点
不可	0点	0点	0点

- (2) (1)の採点結果の合計点を算出し、その点数が最も高い者を契約候補者とする。
- (3) 合計点が同点の場合、次の基準で契約候補者を選定する。
 - ① 「優」の数が多い者を契約候補者とする。
 - ② 「優」の数が同数の場合は、「良」の数が多い者を契約候補者とする。
 - ③ 「良」の数も同数の場合は、「可」の数が多い者を契約候補者とする。
 - ④ 「可」の数も同数の場合は、委員の多数決により契約候補者を選定する。
 - ⑤ 「組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況」は任意の加点項目とする。

3. 契約委員会による契約候補者の確定

企画書審査委員会は、選定した契約候補者及び審査経過を原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官へ報告し、同参事官を委員長とする契約委員会において契約候補者を確定する。

(別添3)

平成30年度研究職用パンフレット等の企画及び制作業務に係る
企画書等審査基準及び採点表

委員名

提案者名

事項	作成方法	配点	採点	
1. 業務の基本方針	<ul style="list-style-type: none">・業務の目的を的確に理解し、妥当な基本方針であるか。・基本方針に専門性、創造性、新規性、確実性等があるか。	30点	点	
2. 業務の実施計画	<ul style="list-style-type: none">・明示された作業の実施期限が遵守されており、実施可能な実施計画であるか。・実施計画が効率的で確実性があるか。・業務分担や業務量の検討が適切であるか。また、その実効性があるか。	10点	点	
3. 業務の実施方法	3.1 スケジュールの策定	<ul style="list-style-type: none">・原子力規制庁の現状を十分に考慮した内容であるか。・提案された内容が、求められた趣旨に適合したものであり、具体的なものであるか。・提案された内容に、専門性、創造性、新規性、確実性等があるか。特に、工程管理を行なう際の役割や実施する内容が具体的に提案されているか。	50点	点
	3.2 パンフレットの企画・作成	<ul style="list-style-type: none">・追加事項として提案された内容が、本業務の目的に適合しているものであり、その内容に専門性、創造性、新規性、確実性等があるか。	50点	点
	3.3 動画の企画・作成		50点	点

	3. 4 取材及び写真撮影		50点	点
	3. 5 原稿作成及びリライト		50点	点
	3. 6 パンフレットのデザイン、版下作成、印刷・製本業務		50点	点
	3. 7 その他		30点	点
4. 業務の実施体制、役割分担等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に必要な人員が確保されているか ・効果的、効率的な人員配置、内・外部の協力体制等が構築されているか。 ・実施責任者及びその他の主要な従事者が本業務に従事する十分な時間があると認められるか。 	30点	点	
5. 組織の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・調達仕様書に記載の資格要件について、提案者の組織の実績は「業務の件数」「業務の規模及び内容」「業務における役割」「保有資格」などの観点より充実しているか。 	30点	点	
6. 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（えるぼし認定等、くるみん認定、プラ</p>	10点	点	

	チナくるみん認定、ユースエール認定)の有無、有の場合は認定通知書等の添付。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。		
7. 見積価格 積算内訳	・経費内訳書について、提案内容等に応じた価格、積算内訳は妥当か。	30点	点
合計		470点	

注1 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委託又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委託してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。

注2 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格1/2以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

【採点基準】

	10点満点	30点満点	50点満点
優	10点	30点	50点
良	6点	18点	30点
可	2点	6点	10点
加点なし	0点	0点	0点

※ ただし、6. 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況における加点は、認定段階ごとに固定された点数のため、上記採点基準とは異なる。

(別添4)

平成30年度研究職用パンフレット等の企画及び制作業務の概要及び企画書作成要領

1. 事業の概要

(1) 業務名

平成30年度研究職用パンフレット等の企画及び制作業務

(2) 目的

本業務は、採用広報解禁時の対象学生に限らず、就活準備期間中である学生に早い時期から原子力規制庁に興味を持ってもらえるような研究職に特化した新規採用パンフレット等の作成とする。

学生の心に響く、研究職（総合職・一般職を除く）の魅力と重要性を伝える内容の採用パンフレット等を制作することにより、最終的に意欲ある優秀な研究職員（人材）を確保することを目的とする。

(3) 履行期間

契約締結日から平成31年3月29日（金）までとする。

(4) 納品物

①印刷物（パンフレット）500部

②電子データ

- ・版下データ（再編集可能であること）
- ・PDFデータ（印刷データ、高解像度データ、Web閲覧用低解析度データ）
- ・WEB掲載及びPC再生可能なフォーマットの動画データ

映像：MPEG-4 AVC/H.264 1024kbps 1280x720 30fps

音声：AAC 128kbps MONO

(5) 納入期限

平成31年3月29日（金）

(6) 納入場所

原子力規制庁長官官房技術基盤グループ技術基盤課

2. 業務の内容

受注者は、パンフレット等の作成に際して、以下の業務を実施すること。

(1) スケジュールの策定

(2) パンフレットの企画・作成

- ① 環境省の職種別パンフレット*を参考として、原子力規制庁において研究者として働く魅力、やりがいや成果などを原子力工学や理工学の大学・大学院の就職担当者、学生等（以下「学生等」という。）に伝える採用パンフレット（以下「パンフレット」という。）を企画し、作成すること。

※ 環境省職種別パンフレット

（参考：http://www.env.go.jp/guide/saiyo/info/pamph/ranger_web.pdf）

② パンフレットの内容は以下の事項を盛り込んだものとする。

- ・ 共同研究他、業務の紹介（研究部門及び17班にわたる業務分野の紹介）
- ・ 研究テーマの紹介（個々の研究が規制に反映され国を動かすというやりがいを伝える）
- ・ 実際に機械装置を使った実験、研究の紹介
- ・ 地層、断層評価のための現場確認の紹介
- ・ 国際会議、講演等での発表の様子を紹介
- ・ 規則・解釈ガイドの改正に係る業務の紹介
- ・ インターンシップの実施について
- ・ 配属時の座談会の様子を紹介（例：Q&A等）
- ・ 一日の業務スケジュール

(3) 動画の企画・作成

パンフレット、原子力規制庁のHP等へ学生等を誘導する、原子力規制庁において研究者として働くことへの関心や意欲を持たせるための動画（2，3分程度の長さのもの）を企画し、作成すること。

(4) 取材及び写真撮影

(5) 原稿作成及びリライト

(6) パンフレットのデザイン、版下作成、印刷・製本業務

①サイズ：A4判（縦）

②ページ：20ページ程度（表紙、裏表紙を含む。）

③色数：フルカラー

④用紙：「環境物品等の調達に関する基本方針」（平成30年2月9日変更閣議決定）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

⑤製本：中綴じ

⑥校正：有り（2回）

(7) その他の付帯業務

3. 予算額

5,000千円

【 様 式 1 】

平成 年 月 日

原子力規制委員会原子力規制庁 担当者殿

質 問 書

「平成30年度研究職用パンフレット等の企画及び制作業務」に関する質問書を提出します。

法人名	
所属部署名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

質問書枚数
枚中
枚目

<質問箇所について>

資料名	例) ○○書
ページ	例) P○
項目名	例) ○○概要
質問内容	

備考

1. 質問は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にまとめて記載すること。
2. 質問及び回答は、本件入札参加事業者の全てに公表する。(電話等による個別回答はしない。)但し、質問者自身の既得情報(特殊な技術、ノウハウ等)、個人情報、原子力規制委員会原子力規制庁の業務に支障をきたすものに関する内容については、公表しない。